納税証明書交付申請に必要なもの・記載例(2) 【法人・窓口・法人代表者】

【必要なもの】

法人の納税義務者の<mark>代表者</mark>本人が、石川県総合(県税)事務所の<mark>窓口で申請</mark>される際に必要なものは、次の**ア〜オ**です。

- ※ 法人の代表者以外の方(代表者以外の役員・従業員・行政書上等)が申請する場合は、すべて代理人となりますので、「納税証明書交付申請に必要なもの・記載例(4)【法人・窓口・代理人】」 により申請してください。
- ※ 納税証明書は、登記上の名称・所在地により作成します。

□ ア 納税証明書交付申請書(第2号様式(その1))

作成にあたり、必ず【記載例】を参照ください。

□ イ 代表者の本人確認書類(原本)

納税義務者(法人)の代表者本人の本人確認書類(原本)

→ 別紙1「納税証明書交付申請時の本人確認書類について」

「1. 公的身分証明書等」に掲げる書類 のいずれか(「運転免許証」等)

※なりすましによる不正交付等の防止のため、窓口にいらっしゃる方の本人確認と、窓口にいらっしゃる方が確かに納税義務者 (法人)の代表者であることの確認をさせていただきます。

※窓口にいらっしゃる方の本人確認書類の コピーを取らせていただきます。

□ ウ 代表者であることを確認するための書類等(コピー)

窓口にいらっしゃる方が、確かに**法人の代表者であることを客観的に確認できる次の書類等(コピー)**

・ 代表者が確認できる公的書類(法人・商業登記全部事項証明書等) (過去6ヶ月以内に発行されたもの)

なお、石川県に課税のある法人に限り、アの「納税義務者」欄に、法人代表者印を押印することにより「代表者であることの確認」とさせていただきますが、今後、押印に代えて、「代表者が確認できる公的書類」を添付するようにしてください。

□ 工 納税証明書交付手数料

事前に購入した石川県証紙、又は、窓口で現金により納付していただきます<金額は**【記載例**】参照>。 (奥能登総合事務所では、庁舎内の売店等での石川県証紙の事前購入をお願いします。)

□ オ 領収証書等(納付後2週間以内に納税証明書の交付を申請される場合のみ)

納付された金額が本県のシステムで確認できるまでに日数が必要な場合がありますので、証明対象税目について 納付後2週間以内に納税証明書の交付を申請される場合には、次の書類をご用意ください。

- **<スマートフォン決済アプリによる納付>**納付に使用した納税通知書・納付書(「領収済通知書」部分)
- **<地方税共通納税システムによる納付>**納付情報の印刷帳票(「納付状況」が「納付済」で「納付番号」・「確認番号」・「納付区分」が記載されているもの)
- **<金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付>**納付した際の領収証書

※法人県民税、法人事業税について申請される場合、申告納付期限の翌月10日以降に申請を。

◆納税義務者(法人)の名称又は主たる事務所の所在地を変更し「法人の異動届」等を提出されていない場合は、 上記の書類のほか、

法人の異動届(石川県税条例施行規則第35条の3様式(その2)) 異動事項を証する書類(登記事項証明書等)(コピー)

の添付が必要です。

◆石川県に課税のない法人については、法人の登記上の名称・所在地を確認するため、上記の書類のほか、 法人・商業登記全部事項証明書等(過去6ヶ月以内に発行されたもの)(コピー) の添付が必要です。

【記載例】(2) (法人・窓口・法人代表者)

第2号様式(その1)	申請書受付整	理番号(県使用欄) 第	号
申請先の県総合(県税) 事務所名を記載ください	內税 証明 書交付 日	申請 書「国税庁法人番号公等で確認できます	表サイト」
石川県 全 次 県 税 事務所	,	f和 4 年	3月24日
次のとおり納税証明書の交付を申請 代理人への委任(納税義務者以外の方) 次の者を代理人と定め、納税証明 関する権限を委任します。	」の一个に同じ一切に 以りで	は主たる事務所の所在地) 「な主たる事務所の所在地」 「大学・代表者の職氏名」	9 0 1 2 3 こる事務所の 生地が登記と
【代理人】 (代理人の本人確認書類の内容 (納税義務者以外の方が申請・受) 住所 全沢市広坂2丁目1番地	ださい) (本社:・ が場合に記載) (本社:・	A.伊本教日 1 下日 1 多山 / 括	なる場合は、 瓜書きで付記 てください
総務アパート102号室	・マンション名、部屋番号も記載ください株		上の所在地載ください
氏名 県 税			
日中連絡可能な電話番号: 0 9 0 - 1 2 3 4 - X X X			
1 納税証明書の通数及び納税証明事項		<u></u> 通	2 件
2 納税証明書の使用目的(該当する欄)		明の場合、県総合(県税)事務確認ください	
入札参加資格申請	公益法人の認定申請・事業		(ださい)
資金の借入れ	自動車の所有権移転	酒類の証明書	
建設業許可申請・決算報告 (変更届)		請	J
3 証明する税目と内容(該当する欄に 税 目 証明を	✓ を付けてください)と請求する年度・期別等	第2号の3様式【手数料400円)	〈通数】
法人県民税 事業年度 年	月 日~ 年 月 日	▶ 県税全般 滞納がないこと	
法人事業税 事業年度 年 個人事業税 所得年	月 日~ 年 月 日 年	レ 県税全般 滞納処分を受けこと(2)	たことがない 年間)
自動車税(種別割) 登録番号 石・石		年度 年度	
税		第2号の4様式	
第2号の2様式 [手数料400円×積	記書数×年度数×通数】 る場合、400円加算	【手数料400円×通数】	一の領収印欄
夢この欄は記載不要です	この欄に石川県証紙を貼り 付け、欄が不足するときは裏	川県証紙は本県指定金融 本支店のほか証紙売りさ :人からお求めください。 :た、貼り付けた証紙は自	
金 額 ¥800 納入理由 納税証明書交付手数料	コープリンとくたさい。 コープ ださ	印章等で割印しないでくい。	
備考 申請に必要な添付書類等 ※(3)の場合を除き、本人確認書類が必要です。写しを取らせていただきます。 (1) 【納税義務者本人・法人代表者が窓口で申請する場合】 (個人) 次の①のみ (法人代表者) 次の①~②すべて ① 納税義務者本人・法人代表者の額写真付き公的身分証明書等 (運転免許証等) ② (法人の場合) 納税義務者名 (法人名) が刻印された登録済印鑑等の押印又は代表者が確認できる公的書類の写し等の添付 (2) 【代理人 (家族・代表者以外の役員・従業員・行政書士等) が窓口で申請・受領する場合】次の①~③すべて ① 委任状 (「代理人への委任」欄に ② を付けたうえで、「代理人」欄に記載するか任意様式の委任状を添付してください) ② 納税義務者名が刻印された登録済印鑑等の押印、納税義務者本人・法人宛の本県納税通知書 (発付1年以内) の写し等の添付又は (個人の場合) 納税義務者本人の額写真付き公的身分証明書等の写しの添付 ③ 代理人の額写真付き公的身分証明書等 (代理人の場合は行政書士証票等でも可) (3) 【郵送等により申請し、納税証明書を本県登録住所(納税通知書宛先等) に郵送する場合】 返信用封筒 (郵便切手貼付済) (4) 【郵送等により申請し、納税証明書を本県登録住所以外に郵送する場合 (郵送先を代理人として記載) 】次の①~②すべて ① 返信用封筒 (郵便切手貼付済) ② 「(2)代理人が窓口で申請・受領する場合」の添付書類 (②)①~③ (③は写し)) 本人確認 (県使用欄・申請者は記載しないでください)			
納税義務者 □運転免許証 □個人番号		□無(美等由語)	確認者:

別紙 1

納税証明書交付申請時の本人確認書類について

1. 公的身分証明書等

納税証明書の交付を申請する際の本人確認書類は、次のいずれかの書類(顔写真付き)です。

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のもの)
- ・ 旅券 (パスポート)
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード
- •特別永住者証明書
- 戦傷病者手帳
- 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真付き)

ただし、これらの書類(顔写真付き)のいずれもお持ちでない場合は、次のいずれかの書類(顔写真なし)で 代用できます。

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- 健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
- 国民年金、厚生年金又は船員保険の年金証書
- 共済年金又は恩給の証書
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真なし)
- ※ 個人番号カード(マイナンバーカード)のコピーを添付する場合は表面のみをコピーし、公的医療保険の被保険 者証のコピーを添付する場合は保険者番号、被保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードの部分を付箋等 で隠したうえでコピーしてください。

2. 計量証等

コピーを添付する場合、**裏面のコピーも**添付してください。

納税義務者が法人の場合、法人の**社員等が当該法人の代理人として**申請する際の本人確認書類は、1. の書類のいずれかのほか、次の書類でも差し支えありません。

- ・社員等であることを対外的に証明するため、当該法人が発行した**社員証・身分証明書等**(顔写真付きで、当該 法人の名称・所在地が記載されたものに限る。)
- ※ 当該法人の業務として申請していることの確認のため必要な場合に、役職・所属・所属事務所の所在地等について、所属先への電話・名刺等で確認させていただくことがあります。

3. 行政書士証票等・補助者証

行政書士等(行政手続の代理等を業としている方) **が代理人として**申請する際の本人確認書類は、次の書類のいずれかです。

- 行政書士証票等
- 都道府県行政書士会が発行した補助者証(窓口申請に限る。)

コピーを添付する際、裏面に氏名・住所の記載がある場合には**裏面のコピーも**添付してください。 **※個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面**

のコピーは添付しないでください。